

返戻金制度について

【返戻金制度に関する事項】

当協会の紹介により就職した者が一定期間内に就職者本人の事由により離職したことその他これに準ずる事由があった場合に、紹介手数料から次に定める金額を求人者に返戻するものとする。

(1)就職後1か月以内に離職した場合

紹介手数料の90%

(2)就職後1か月を超えて6か月以内に離職した場合

紹介手数料の50%

なお、就職先の事由により離職した場合はこの限りではありません。

許可番号 14-ユ-300282

事業所の名称及び所在地

株式会社 茅ヶ崎技研

神奈川県茅ヶ崎市萩園2483サンライズビル2階